事 企 法 ― ３ ２ ８

令和５年１２月２０日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則１―３４（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則１―３４（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成１８年１２月１５日事企法―６６８）」の一部を下記のとおり改正したので、令和５年１２月２０日以降は、これによってください。

なお、令和５年３月３１日までに作成し、又は取得した「人事院規則８―１２（職員の任免）の運用について（平成２１年３月１８日人企―５３２）」第９条関係第３項の認定に関する文書等（人事院規則１―３４（人事管理文書の保存期間）別表備考第１号に規定する文書等をいう。）の保存期間については、この通知による改正後の「人事院規則１―３４（人事管理文書の保存期間）の運用について」第１項本文及び同項の表人事院規則８―１２（職員の任免）の運用について（平成２１年３月１８日人企―５３２）の欄の規定にかかわらず、なお従前の例によることができます。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
１　人事院規則１―３４（人事管理文書の保存期間）（以下「規則１―３４」という。）第３条の人事院が定める人事管理文書（規則１―３４第２条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の４月１日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から１年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。	１　人事院規則１―３４（人事管理文書の保存期間）（以下「規則１―３４」という。）第３条の人事院が定める人事管理文書（規則１―３４第２条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の４月１日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から１年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
人事院規則８―１２（職員の任免）	第９条関係第３項の認定に関する文書等（規	取得の日	７年

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
人事院規則８―１２（職員の任免）	第９条関係第３項の認定に関する文書等（規	取得の日	３年

	の運用について（平成２１年３月１８日人企―５３２）	則１―３４別表備考第１号に規定する文書等をいう。以下同じ。）（人事院規則８―１２（職員の任免）第８条第１項に規定する名簿のうち同規則第１４条第１項の規定により有効期間が６年６月とされているものに係るものに限る。）				の運用について（平成２１年３月１８日人企―５３２）	則１―３４別表備考第１号に規定する文書等をいう。以下同じ。）		
		第９条関係第３項の認定に関する文書等（人事院規則８―１２第８条第１項に規定する名簿のうち同規則第１４条第１項の規定により有効期間が５年とされているもの	取得の日	５年			第１８条関係第２項又は第３項の協議に関する文書等		
							第１８条関係第４項ただし書の承認に関する文書等		
							第１８条関係第７項、第１０項若しくは第１２項又は第３１条関係第４項の報告の文書等		
							第２８条関係第５項の協議に関する文書等		
							第４２条関係第３項の承諾の文書等	任期を定めた任用の終了した日	３年
							第４２条関係第５項⑷又は第４３条関係第２項⑸の承認		

		に係るものに限る。）						に関する文書等				
		第１８条関係第２項又は第３項の協議に関する文書等	取得の日	３年				第４３条関係第１項又は第４６条の２関係の同意の文書等				
		第１８条関係第４項ただし書の承認に関する文書等										
		第１８条関係第７項、第１０項若しくは第１２項又は第３１条関係第４項の報告の文書等										
		第２８条関係第５項の協議に関する文書等										
		第４２条関係第３項の承諾の文書等	任期を定めた任用の終了した日	３年								
		第４２条関係第５項⑷又は第４３条関係第２項⑸の承認に関する文書等										
		第４３条関係第１項又										

	は第４６条の２関係の同意の文書等		
	第９条関係第３項の認定に関する文書等（人事院規則８―１２第８条第１項に規定する名簿のうち同規則第１４条第１項の規定により有効期間が１年又は１年２月とされているものに係るものに限る。）	取得の日	１年
(略)	(略)	(略)	(略)

備考　(略)

(略)	(略)	(略)	(略)

備考　(略)

以　　上